

# 一般財団法人静岡市国際交流協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡市国際交流協会と称し、英語名を Shizuoka City Association for Multicultural Exchange という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民主体の広範な国際交流活動を推進することにより、静岡市の一層の国際化を促進するとともに、様々な国籍や文化、価値観を有する人々が安心して暮らせる共生社会の実現と世界平和の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海外諸都市との国際交流、国際協力に関する事業の計画及び実施
- (2) 多文化共生に関する事業の計画及び実施
- (3) 国際交流、国際理解等に関する講座・研修等
- (4) 国際交流及び多文化共生に関する調査・研究
- (5) 民間団体の国際交流活動に対する支援
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、静岡市及び海外において行うものとする。

## 第3章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生

計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対して、評議員会出席の際に1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第4章 評議員会

(構成)

第9条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として、評議員会の議決に加わることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第 16 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 11 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長、理事長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前条第 2 項に定める会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理・統括し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、理事長および専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第23条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長、理事長及びその会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第29条 この法人の目的に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 前項に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める規程による。

## 第8章 資産及び会計

(財産の拠出)

第30条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 静岡市

現金 5,000万円

2 前項の拠出財産をもって、この法人の基本財産とする。

(基本財産)

第31条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

2 基本財産の増額をしようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める規定による。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この法人の目的(第 3 条)、事業(第 4 条)ならびに評議員の選任及び解任の方法(第 6 条)についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 12 章 附則

(最初の事業年度)

第 41 条 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から、2021 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の名称)

第 42 条 この法人の設立者は、次に掲げる者とする。

設立者 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市

(設立時の評議員)

第 43 条 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 石川 眞巳

設立時評議員 恒友 仁

設立時評議員 川村 美智

設立時評議員 赤堀 文宣  
設立時評議員 久保田 香里  
設立時評議員 白井 靖人  
設立時評議員 瀧 義弘  
設立時評議員 安藤 アリセ  
設立時評議員 大石 貴生

(設立時の役員)

第44条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐野 拓也  
設立時理事 荒井 元徳  
設立時理事 高畑 幸  
設立時理事 Jewell Pamela Ann  
設立時理事 山本 ひとみ  
設立時理事 大川 寿之  
設立時理事 市川 祐一郎  
設立時理事 望月 哲也  
設立時理事 磯部 正己  
設立時代表理事 田辺 信宏  
設立時代表理事 加藤 博一  
設立時監事 岩上 春満  
設立時監事 久保田 哲

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人静岡市国際交流協会を設立するため、設立者の定款作成代理人である司法書士澤本裕貴は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年5月18日

設立者 静岡市 静岡市長 田辺信宏

上記設立者の定款作成代理人

事務所住所 静岡市葵区北安東一丁目36番8号  
司法書士 澤本裕貴  
(登録番号 静岡661号)